

【令和元事務年度 所得税及び消費税調査等の状況 正誤表】

訂正箇所	正	誤
<p>1 ページ</p> <p>I 調査等の状況</p> <p>1 所得税の調査等の状況</p>	<p>(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 995 件（前事務年度 1,137 件）、着眼調査が 544 件（同 763 件）であり、簡易な接触の件数は <u>7,659 件</u>（同 12,429 件）となっています。 ➤ これらの調査等の合計件数は <u>9,198 件</u>（同 14,329 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は <u>6,682 件</u>（同 9,788 件）となっています。 <p>(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 実地調査による申告漏れ所得金額は、105 億 8,000 万円（同 138 億 7,900 万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 93 億 800 万円（同 121 億 2,300 万円）、着眼調査によるものは 12 億 7,100 万円（同 17 億 5,600 万円）となっています。 ➤ また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は <u>74 億 4,500 万円</u>（同 108 億 9,300 万円）となっており、調査等合計では <u>180 億 2,400 万円</u>（同 247 億 7,200 万円）となっています。 	<p>(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 995 件（前事務年度 1,137 件）、着眼調査が 544 件（同 763 件）であり、簡易な接触の件数は <u>7,645 件</u>（同 12,429 件）となっています。 ➤ これらの調査等の合計件数は <u>9,184 件</u>（同 14,329 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は <u>6,679 件</u>（同 9,788 件）となっています。 <p>(2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 実地調査による申告漏れ所得金額は、105 億 8,000 万円（同 138 億 7,900 万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 93 億 800 万円（同 121 億 2,300 万円）、着眼調査によるものは 12 億 7,100 万円（同 17 億 5,600 万円）となっています。 ➤ また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は <u>74 億 2,300 万円</u>（同 108 億 9,300 万円）となっており、調査等合計では <u>180 億 300 万円</u>（同 247 億 7,200 万円）となっています。

※下線部が訂正箇所である。

【令和元事務年度 所得税及び消費税調査等の状況 正誤表】

訂正箇所		正										誤																							
2 ページ ○所得税の調査等の 状況	区 分 項 目	実地調査								簡易な接触		調査等合計		実地調査								簡易な接触		調査等合計											
		特別・一般		着眼		計						特別・一般		着眼		計						特別・一般		着眼		計									
		対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比	対前年比					
1	調査等件数	1,137		763		1,900		12,429		14,329				1,137		763		1,900		12,429		14,329				1,137		763		1,900		12,429		14,329	
		995	87.5%	544	71.3%	1,539	81.0%	7,659	61.6%	9,198	64.2%			995	87.5%	544	71.3%	1,539	81.0%	7,645	61.5%	9,184	64.1%			995	87.5%	544	71.3%	1,539	81.0%	7,645	61.5%	9,184	64.1%
2	申告漏れ等の 非違件数	1,044		569		1,613		8,175		9,788				1,044		569		1,613		8,175		9,788				1,044		569		1,613		8,175		9,788	
		926	88.7%	370	65.0%	1,296	80.3%	5,386	65.9%	6,682	68.3%			926	88.7%	370	65.0%	1,296	80.3%	5,383	65.8%	6,679	68.2%			926	88.7%	370	65.0%	1,296	80.3%	5,383	65.8%	6,679	68.2%
3	申告漏れ 所得金額	12,123		1,756		13,879		10,893		24,772				12,123		1,756		13,879		10,893		24,772				12,123		1,756		13,879		10,893		24,772	
		9,308	76.8%	1,271	72.4%	10,580	76.2%	7,445	68.3%	18,024	72.8%			9,308	76.8%	1,271	72.4%	10,580	76.2%	7,423	68.1%	18,003	72.7%			9,308	76.8%	1,271	72.4%	10,580	76.2%	7,423	68.1%	18,003	72.7%
4	本 税	2,054		85		2,139		508		2,648				2,054		85		2,139		508		2,648				2,054		85		2,139		508		2,648	
		追徴 加算税	1,320	64.3%	63	74.1%	1,383	64.7%	371	73.0%	1,754	66.2%			1,320	64.3%	63	74.1%	1,383	64.7%	371	73.0%	1,754	66.2%			1,320	64.3%	63	74.1%	1,383	64.7%	371	73.0%	1,754
5	額	361		9		370		8		378				361		9		370		8		378				361		9		370		8		378	
		計	245	67.9%	6	66.7%	251	67.8%	4	50.0%	255	67.5%			245	67.9%	6	66.7%	251	67.8%	4	50.0%	255	67.5%			245	67.9%	6	66.7%	251	67.8%	4	50.0%	255
6	額	2,415		94		2,510		516		3,026				2,415		94		2,510		516		3,026				2,415		94		2,510		516		3,026	
		計	1,565	64.8%	69	73.4%	1,634	65.1%	376	72.9%	2,010	66.4%			1,565	64.8%	69	73.4%	1,634	65.1%	375	72.7%	2,009	66.4%			1,565	64.8%	69	73.4%	1,634	65.1%	375	72.7%	2,009
7	申告漏れ 所得金額	1,066		230		731		88		173				1,066		230		731		88		173				1,066		230		731		88		173	
		936	87.8%	234	101.7%	687	94.0%	97	110.2%	196	113.3%			936	87.8%	234	101.7%	687	94.0%	97	110.2%	196	113.3%			936	87.8%	234	101.7%	687	94.0%	97	110.2%	196	113.3%
8	一件当 たり	181		11		113		4		19				181		11		113		4		19				181		11		113		4		19	
		本 税	133	73.5%	12	109.1%	90	79.6%	5	125.0%	19	100.0%			133	73.5%	12	109.1%	90	79.6%	5	125.0%	19	100.0%			133	73.5%	12	109.1%	90	79.6%	5	125.0%	19
9	額	32		1		20		0.1		3				32		1		20		0.1		3				32		1		20		0.1		3	
		加算税	25	78.1%	1	100.0%	16	80.0%	0.1	100.0%	3	100.0%			25	78.1%	1	100.0%	16	80.0%	0.1	100.0%	3	100.0%			25	78.1%	1	100.0%	16	80.0%	0.1	100.0%	3
10	額	212		12		132		4		21				212		12		132		4		21				212		12		132		4		21	
		計	157	74.1%	13	108.3%	106	80.3%	5	125.0%	22	104.8%			157	74.1%	13	108.3%	106	80.3%	5	125.0%	22	104.8%			157	74.1%	13	108.3%	106	80.3%	5	125.0%	22

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員が行った調査等の計数を含む。)

3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

※下線部が訂正箇所である。

令和元事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和2年11月

金沢国税局

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II 主な取組

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- (1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況
 - 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が 995 件（前事務年度 1,137 件）、着眼調査が 544 件（同 763 件）であり、簡易な接触の件数は 7,645 件（同 12,429 件）となっています。
 - これらの調査等の合計件数は 9,184 件（同 14,329 件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は 6,679 件（同 9,788 件）となっています。

- (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況
 - 実地調査による申告漏れ所得金額は、105 億 8,000 万円（同 138 億 7,900 万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 93 億 800 万円（同 121 億 2,300 万円）、着眼調査によるものは 12 億 7,100 万円（同 17 億 5,600 万円）となっています。
 - また、簡易な接触による申告漏れ所得金額は 74 億 2,300 万円（同 108 億 9,300 万円）となっており、調査等合計では 180 億 300 万円（同 247 億 7,200 万円）となっています。

- (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況
 - 実地調査による追徴税額は、16 億 3,400 万円（同 25 億 1,000 万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは 15 億 6,500 万円（同 24 億 1,500 万円）、着眼調査によるものは 6,900 万円（同 9,400 万円）となっています。
 - また、簡易な接触による追徴税額は 3 億 7,500 万円（同 5 億 1,600 万円）となっており、調査等合計では 20 億 900 万円（同 30 億 2,600 万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1 件当たり 10 日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実際に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
1	調査等件数	1,137		763		1,900		12,429		14,329	
		995	87.5%	544	71.3%	1,539	81.0%	7,645	61.5%	9,184	64.1%
2	申告漏れ等の非違件数	1,044		569		1,613		8,175		9,788	
		926	88.7%	370	65.0%	1,296	80.3%	5,383	65.8%	6,679	68.2%
3	申告漏れ所得金額	12,123		1,756		13,879		10,893		24,772	
		9,308	76.8%	1,271	72.4%	10,580	76.2%	7,423	68.1%	18,003	72.7%
4	追本税	2,054		85		2,139		508		2,648	
		1,320	64.3%	63	74.1%	1,383	64.7%	371	73.0%	1,754	66.2%
5	徴加算税	361		9		370		8		378	
		245	67.9%	6	66.7%	251	67.8%	4	50.0%	255	67.5%
6	額計	2,415		94		2,510		516		3,026	
		1,565	64.8%	69	73.4%	1,634	65.1%	375	72.7%	2,009	66.4%
7	申告漏れ所得金額	1,066		230		731		88		173	
		936	87.8%	234	101.7%	687	94.0%	97	110.2%	196	113.3%
8	件当たり追本税	181		11		113		4		19	
		133	73.5%	12	109.1%	90	79.6%	5	125.0%	19	100.0%
9	件当たり徴加算税	32		1		20		0.1		3	
		25	78.1%	1	100.0%	16	80.0%	0.1	100.0%	3	100.0%
10	額計	212		12		132		4		21	
		157	74.1%	13	108.3%	106	80.3%	5	125.0%	22	104.8%

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

- 2 上段は、前事務年度の計数である(上段・下段どちらも、資産課税部門職員が行った調査等の計数を含む。)
- 3 「簡易な接触」の件数には、添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。
- 4 追徴税額(本税)には、復興特別所得税額を含む。
- 5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

（参考）譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、216件（前事務年度 646件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、188件（同 551件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、12億9,800万円（同 24億4,800万円）となっています。

○ 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度等	30事務年度	元事務年度	対前年比
①		件	件	%
調査等件数		646	216	33.4
土地建物等		557	168	30.2
株式等		89	48	53.9
②		件	件	%
申告漏れ等の非違件数		551	188	34.1
土地建物等		471	141	29.9
株式等		80	47	58.8
③		%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)		85.3	87.0	1.7
土地建物等		84.6	83.9	▲ 0.6
株式等		89.9	97.9	8.0
④		百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額		2,448	1,298	53.0
土地建物等		2,020	838	41.5
株式等		428	460	107.4
⑤		万円	万円	%
1件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)		379	601	158.5
土地建物等		363	499	137.5
株式等		481	957	199.0

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年ごとに1件としている。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

(1) 調査件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 実地調査の件数は、特別調査・一般調査が722件（前事務年度741件）、着眼調査が293件（同308件）であり、簡易な接触の件数は547件（同689件）となっています。
- これらの調査等の合計件数は1,562件（同1,738件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数は1,168件（同1,278件）となっています。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 実地調査による追徴税額は、7億3,000万円（同6億7,300万円）であり、そのうち特別調査・一般調査によるものは7億100万円（同6億3,700万円）、着眼調査によるものは2,900万円（同3,600万円）となっています。
- また、簡易な接触による追徴税額は3,500万円（同6,300万円）となっており、調査等合計では7億6,400万円（同7億3,600万円）となっています。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
1	調査等件数	741		308		1,049		689		1,738		
		722	97.4%	293	95.1%	1,015	96.8%	547	79.4%	1,562	89.9%	
2	申告漏れ等の非違件数	636		200		836		442		1,278		
		657	103.3%	171	85.5%	828	99.0%	340	76.9%	1,168	91.4%	
3	追徴税額	本税	534		31		566		61		627	
		590	110.5%	25	80.6%	615	108.7%	34	55.7%	649	103.5%	
4		加算税	102		5		107		2		109	
		111	108.8%	4	80.0%	115	107.5%	0.8	40.0%	116	106.4%	
5	計	637		36		673		63		736		
		701	110.0%	29	80.6%	730	108.5%	35	55.6%	764	103.8%	
6	一件当たり追徴税額	本税	72		10		54		9		36	
		82	113.9%	8	80.0%	61	113.0%	6	66.7%	42	116.7%	
7		加算税	14		2		10		0.3		6	
		15	107.1%	1	50.0%	11	110.0%	0.2	66.7%	7	116.7%	
8	計	86		12		64		9		42		
		97	112.8%	10	83.3%	72	112.5%	6	66.7%	49	116.7%	

(注) 1 令和元年7月から令和2年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

3 上段は、前事務年度の計数である。

II 主な取組

1 申告漏れ所得金額は3億1,500万円・追徴税額は8,800万円 【富裕層に対する調査状況】

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 令和元事務年度においては、45件（前事務年度52件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は699万円（同4,635万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は3億1,500万円（同24億1,000万円）となっています。
- 1件当たりの追徴税額は195万円（同1,790万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の157万円（同212万円）に比べ1.2倍となっています。また、追徴税額の総額は8,800万円（同9億3,100万円）となっています。
- 特に、海外投資等を行っている「富裕層」に対しては、1件当たりの追徴税額は207万円（同4,497万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の157万円に比べ1.3倍となっています。

○ 富裕層に対する調査の状況

事務年度等				30事務年度	元事務年度	対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体						
項目													
調	査	件	数	件	52	45	86.5%	995					
申	告	漏	れ	等	の	非	違	件					
				数	件	48	40	83.3%	926				
申	告	漏	れ	所	得	金	額	百万円	2,410	315	13.1%	9,308	
追	徴	税	額	百万円	931	88	9.5%	1,565					
一 件 当 た り	申	告	漏	れ	所	得	金	額	万円	4,635	699	15.1%	936
	追	徴	税	額	万円	1,790	195	10.9%	157				

○ 海外投資等をした「富裕層」に対する調査の状況

事務年度等				30事務年度	元事務年度	対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体						
項目													
調	査	件	数	件	10	19	190.0%	995					
申	告	漏	れ	等	の	非	違	件					
				数	件	9	16	177.8%	926				
申	告	漏	れ	所	得	金	額	百万円	1,167	176	15.1%	9,308	
追	徴	税	額	百万円	450	39	8.7%	1,565					
一 件 当 た り	申	告	漏	れ	所	得	金	額	万円	11,673	928	7.9%	936
	追	徴	税	額	万円	4,497	207	4.6%	157				

2 1件当たりの追徴税額は所得税実地調査全体の1.4倍 【海外投資等を行っている個人に対する調査状況】

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、国外財産調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、CRS情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 令和元事務年度においては、59件（前事務年度51件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、988万円（同2,822万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の936万円（同1,066万円）と比べ1.1倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は5億8,300万円（同14億3,900万円）となっています。
- 1件当たりの追徴税額は216万円（同962万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の157万円（同212万円）に比べ1.4倍となっています。また、追徴税額の総額は1億2,700万円（同4億9,100万円）となっています。

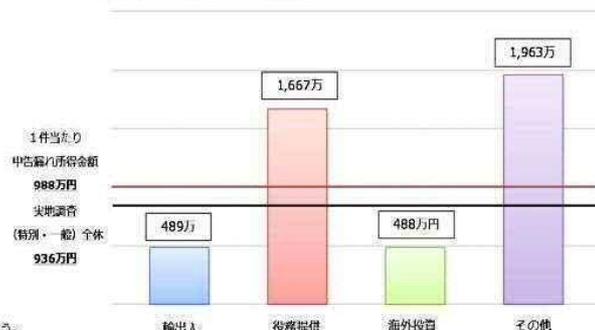
○ 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

項目		事務年度等		元事務年度	対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
		30事務年度	件			
調査	件数	件	51	59	115.7%	995
申告漏れ等	の非違件数	件	42	52	123.8%	926
申告漏れ	所得金額	百万円	1,439	583	40.5%	9,308
追徴	税額	百万円	491	127	25.9%	1,565
1件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,822	988	35.0%	936
	追徴税額	万円	962	216	22.5%	157

○ 取引区分別の調査状況



【1件当たりの申告漏れ所得金額】



- (参考)
- 1 輸出・・・事業に係る売上及び原価に係る取引で、海外の輸出(入)業者との契約による取引をいう。
 - 2 役員提供・・・工事請負、プログラム設計など海外において行う、労力、技術等の第三者に対するリーダの提供をいう。
 - 3 海外投資・・・海外の不動産、証券などに対する投資(預貯金等の海外での蓄財を含む。)をいう。
 - 4 その他・・・海外で支払を受ける給与など、1～3に該当しない取引等をいう。

3 追徴税額は2億2,200万円

【インターネット取引を行っている個人に対する調査状況】

- シェアリングエコノミー等の新たな分野の経済活動をはじめ、インターネット取引を行っている個人に対しては、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。
- 令和元事務年度においては、56件（前事務年度59件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,311万円（同1,563万円）となっており、所得税の実地調査（特別・一般）全体の936万円（同1,066万円）に比べ1.4倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は7億3,400万円（同9億2,200万円）となっています。
- 1件当たりの追徴税額は397万円（同512万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の157万円（同212万円）に比べ2.5倍となっています。また、追徴税額の総額は2億2,200万円（同3億200万円）となっています。

○ インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

項目	事務年度等		30事務年度	元事務年度	対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	件数	件				
調査	件数	件	59	56	94.9%	995
申告漏れ等の非違	件数	件	53	50	94.3%	926
申告漏れ所得金額	百万円	百万円	922	734	79.6%	9,308
追徴税額	百万円	百万円	302	222	73.5%	1,565
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,563	1,311	83.9%	936
	追徴税額	万円	512	397	77.5%	157

4 無申告者に対して5億5,300万円の追徴（所得税2億2,400万円） （消費税3億2,900万円） 【無申告者に対する調査状況】

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、更なる資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。

<所得税無申告者に対する調査状況>

- 令和元事務年度においては、140件（前事務年度177件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,589万円（同1,668万円）で、所得税の実地調査（特別・一般）全体の936万円（同1,066万円）に比べ1.7倍となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は22億2,400万円（同29億5,200万円）となっています。
- 1件当たりの追徴税額は160万円（同185万円）となっています。また、追徴税額の総額は2億2,400万円（同3億2,600万円）となっています。

<消費税無申告者に対する調査状況>

- 令和元事務年度においては、221件（同212件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は、149万円（同152万円）で、消費税の実地調査（特別・一般）全体の97万円（同86万円）に比べ1.5倍となっています。また、追徴税額の総額は3億2,900万円（同3億2,200万円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査状況

<所得税>

項目	事務年度等		元事務年度 対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体	
	30事務年度	元事務年度			
調査件数 件	177	140	79.1%	995	
申告漏れ所得金額 百万円	2,952	2,224	75.3%	9,308	
追徴税額 百万円	326	224	68.7%	1,565	
一件当たり	申告漏れ所得金額 万円	1,668	1,589	95.3%	936
	追徴税額 万円	185	160	86.5%	157

<消費税>

項目	事務年度等		元事務年度 対前年比	元事務年度 実地調査 (特別・一般) 全体
	30事務年度	元事務年度		
調査件数 件	212	221	104.2%	722
追徴税額 百万円	322	329	102.2%	701
1件当たり追徴税額 万円	152	149	98.0%	97

Ⅲ 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業 種 目	1 件 当 た り の 申 告 漏 れ 所 得 金 額	1 件 当 た り の 追 徴 税 額 (含 加 算 税)	前 年 の 順 位
		万円	万円	位
1	動物調教師	2,251	337	-
2	冷暖房設備工事	1,403	280	-
3	スナック	1,401	260	3
4	解体工事	1,281	129	-
5	バ	1,205	145	1
6	土木工事	1,189	106	5
7	電気配線工事	1,186	177	7
8	大工工事	996	127	16
9	米作農業	969	213	14
10	水道衛生工事	947	150	10

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、事業所得を有する個人の前年の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位20位に該当するものについて、その順位を記載している。

事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得が高額な業種

	22 事務年度		23 事務年度		24 事務年度		25 事務年度		26 事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	一般海面漁業	1,281	スナック	854	スナック	1,079	米作農業	1,099	バス	1,319
2	民宿	1,077	自動車板金塗装	842	土木工事	874	建築工事	1,033	スナック	1,105
3	理髪	859	建築工事	765	電気配線工事	834	建設、設備工事労務者	876	防水工事	723
4	水産養殖業	797	バス	722	バス	811	土木工事	833	コンビニエンスストア	722
5	一般自動車整備	676	建設、設備工事労務者	670	コンビニエンスストア	751	スナック	676	土木工事	709

	27 事務年度		28 事務年度		29 事務年度		30 事務年度		元事務年度	
	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円	業種目	1件当たり申告漏れ所得 万円
1	風俗業	2,541	スナック	1,442	スナック	1,711	バス	2,096	動物調教師	2,251
2	農業（果樹）	1,236	土木工事	1,036	コンビニエンスストア	1,213	運転代行業	1,508	冷暖房設備工事	1,403
3	スナック	1,103	とび工事	973	解体工事	1,058	スナック	1,444	スナック	1,401
4	解体工事	1,007	建築工事	848	内装工事	1,049	美容	1,143	解体工事	1,281
5	屋根工事	941	解体工事	818	食堂	991	土木工事	1,112	バス	1,205

(注) 1件当たりの申告漏れ所得は、調査全年分に係るものである。

(付表)